

庄内広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例

令和8年2月4日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の勤務時間、休暇等)

第2条 職員の勤務時間、休暇等については、次の号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。

- (1) 鶴岡市から派遣されている職員 鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年鶴岡市条例第52号)の適用を受ける鶴岡市職員の例による。
- (2) 酒田市から派遣されている職員 酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年酒田市条例第39号)の適用を受ける酒田市職員の例による。
- (3) 庄内町から派遣されている職員 庄内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年庄内町条例第40号)の適用を受ける庄内町職員の例による。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第3条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、前条の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年3月31日までに、水道事業の統合前の鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年鶴岡市条例第52号)(水道事業に関する部分に限る。)、酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年酒田市条例第39号)(水道事業に関する部分に限る。))又は庄内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年庄内町条例第40号)(水道事業に関する部分に限る。))以下これらを「市町の条例」という。)の規定によりなされた承認その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた承認その他の行為とみなし、病気休暇、介護休暇及び組合休暇の期間並びに特別休暇のうち期間の定めのあるものに係る期間は通算する。

- 3 水道事業の統合前から引き続き在職する職員のこの条例の施行の日後の年次有給休暇の日数については、市町の条例の規定による年次有給休暇の残日数とする。